道路占用料等の改定について

☞ 3年毎の固定資産税評価額の評価替え及び行政財産台帳価格の改定が行われたことから、評価額等を反映した道路 占用料及び公園使用料並びに公園占用料について、改定する。

ただし、改定額は、特別区統一基準に示された激変緩和措置に基づく、現行額の1.2倍を上限とする。

1 内 容

(1) 道路占用料(別紙1のとおり)

自区内の道路価格で算定した額と、現行条例額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。 【算定式】道路占用料(円/㎡)=道路価格×占用面積×使用料率(3.4/100)×修正率×占用期間(年)

(2) 公園使用料(別紙2のとおり)

公園使用料の算定基礎である行政財産台帳価格の改定額で算出した額と現行額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。 【算定式】使用料(円/㎡)=行政財産台帳価格×使用料率(2.5/1000)×使用面積×使用期間(月)

(3) 公園占用料(別紙2のとおり)

公園占用料については、従前から本区内の道路価格を用いて算定しており、今回の改定もこれを踏襲する。改定額は、道路占用料と同様に、現行額の1.2倍とを比較し、いずれか低い方の額とする。

【算定式】使占用料(円/㎡)=道路価格×占用面積×使用料率(2.8/1000)×修正率×占用期間(月)

2 改正を要する条例等

- ·中央区道路占用料等徵収条例(昭和28年6月中央区条例第21号)
- ・中央区立公園条例(昭和33年6月中央区条例第14号)
- ·中央区立公園条例施行規則(昭和39年3月中央区規則第23号)

3 施行予定日

令和7年4月1日

道路占用料の改定(道路占用料等徴収条例)

(単位:円)

占用物件	単 位	改定額	現行額
道路法(以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲			
第一種電柱		20, 500	17, 100
第二種電柱		31, 900	26, 600
第三種電柱		43, 400	36, 200
第一種電話柱	1本につき1年	11, 700	9, 820
第二種電話柱		18, 900	15, 800
第三種電話柱		26, 000	21, 700
その他の柱類		1, 580	1, 320
共架電線その他上空に設ける線類		190	160
地下に設ける電線その他の線類		100	84
路上に設ける変圧器	1個につき1年	16, 200	13, 500
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	10, 800	9, 080
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	33, 400	27, 900
広告塔	表示面積1㎡につき1年	142, 100	134, 800
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	29, 400	24, 500
法第32条第1項第2号に掲げる物件			
外径が0.04m未満のもの		370	310
外径が0.04m以上0.07m未満のもの		640	540
外径が0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	1,000	840
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		1, 580	1, 320
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		2, 110	1, 760
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		3, 250	2, 710
外径が0.3m以上0.4m未満のもの		4, 400	3, 670
外径が0.4m以上0.7m未満のもの		7, 590	6, 330
外径が0.7m以上1m未満のもの		10, 800	9, 080
外径が 1 m以上のもの		21, 600	18, 000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	22, 500	18, 800
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	29, 400	24, 500
法第32条第1項第5号に掲げる施設			
地下街 階数が1のもの		A*0. 004	A*0. 004
及び 階数が2のもの		A*0. 006	A*0. 006
地下室 階数が3以上のもの		A*0. 007	A*0. 007
上空に設ける通路		71, 000	67, 900
地下に設ける通路		42, 600	42, 500
その他のもの		33, 400	27, 900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	1		
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	1, 100	920
商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき1年	142, 100	134, 800

直路法施行	令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	-		
看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき1年	142, 100	134, 80
標識		1本につき1年	26, 700	22, 30
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき1日	1, 100	92
及び幕	その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき 1年	142, 100	134, 80
アーチ式	車道を横断するもの	1 世)	1, 421, 100	1, 355, 70
工作物	その他のもの	─ 1 基につき 1 年	710, 500	685, 60
う第7条第	2号に掲げる設備	占用面積1㎡につき1年	29, 400	24, 50
う第7条第	3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	A*0. 024	A*0. 02
う第7条第	4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事	耳用材料の置場	•	
板囲い、気	2場その他の工事用施設及び工事用材料の置場		45, 900	38, 30
危険防止	施設	── 占用面積1㎡につき1年	13, 900	11, 60
詰所			107, 400	89, 50
う う第7条第	6 号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施説	と 占用面積1㎡につき1年	29, 400	24, 50
命第7条第	8号に掲げる施設			
上空、トンネ	階数が1のもの		A*0. 006	A*0. 00
ルの上又 は高架の	階数が2のもの		A*0. 008	A*0. 00
道路の路面下に設	は巻が3のもの	 占用面積 1 ㎡につき 1 年 	A*0. 011	A*0. 01
けるもの			A*0. 012	A*0. 01
地下(トン			A*0. 004	A*0. 00
 桃の上の 地下を除			A*0. 006	A*0.00
<)	階数が3以上のもの		A*0. 007	A*0.00
その他の	も の		A*0. 024	A*0. 02
冷第7条第	9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及	び自動車駐車場		
	階数が1のもの		A*0. 006	A*0.00
建築物	階数が2のもの	_ _ _ 占用面積1㎡につき1年	A*0. 008	A*0.00
建架 物	階数が3のもの		A*0. 011	A*0.0
	階数が4以上のもの		A*0. 012	A*0.0
その他の	も の		A*0. 006	A*0. 00
命第7条第	12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1年	A*0. 024	A*0. 02
う第7条第	13号に掲げる施設			
上空、トンネルの上又は高	階数が1のもの		A*0. 006	A*0.00
速自動車国 道若しくは 自動車専用	階数が2のもの	上 占用面積1㎡につき1年	A*0. 008	A*0. 00
道路(高架のものに限る。)の路	階数が3のもの		A*0. 011	A*0. 0
面下に設けるもの			A*0. 012	A*0. 0
その他のもの			A*0. 024	A*0. 02

⁽注)上表の額欄中、「A」とあるのは、本区道路占用料等徴収条例別表備考欄で定める「近傍類似の土地の時価」を表す。

公園使用料の改定(公園条例)

(単位:円)

種別	単 位	改定額	現行額
土地	1㎡ 1月	29, 527	24, 606

公園占用料の改定(公園条例)

(単位:円)

	種別	単 位	改定額	現行額
電柱又は標識		1本 1月	5, 430	4, 525
水道管、下水道管、ガス管又は電線		1本 1月	2, 676	2, 230
鉄塔		1㎡ 1月	4, 020	3, 350
変圧塔及びマンホールの類		1箇所 1月	4, 020	3, 350
郵便差出箱又は信書便差出箱		1箇所 1月	1, 602	1, 335
公衆電話所		1箇所 1月	4, 020	3, 350
地下の占用物件	地上露出部分	1㎡ 1月	1, 582	1, 319
	地下部分		1, 216	1, 014
高架の占用物件		1 m² 1月	1, 216	1,014
天体、気象又は土地の観測施設		1㎡ 1月	1,806	1, 505
写真撮影のための常時占用		撮影機1台 1月	29, 517	24, 598
写真撮影のための臨時的な占用		1回(1時間以内)	44, 275	36, 896
その他の占用		1 m² 1 Ħ	124	104